

写

23生産第4273号

平成23年8月31日

各都道府県土壌改良資材等担当課長殿

農林水産省生産局農業生産支援課長

農業環境対策課長

「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて

先般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）により、土壌改良資材・培土等に関する放射性セシウムの暫定許容値を定めたところです。

これに関連して、今般、培土中の放射性セシウムの暫定許容値への適合性を判断するための検査が的確かつ適正に進められるよう、別添のとおり「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」を定めましたのでお知らせいたします。

なお、この培土の検査方法につきましては、空間放射線量等のデータから、高濃度の放射性セシウムにより汚染されている可能性があると思定される培土を重点的に検査対象とすることにしておりますので、ご了知いただきますようお願いいたします。

また、土壌改良資材の扱いにつきましては、別紙のとおりとしますので、併せてご了知の上、貴管下関係業者等に対して適切にご指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

本件問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

培土：

農林水産省生産局農業生産支援課

資材効率利用推進班

代表 03-3502-8111（内線 4774）

ダイヤルイン 03-6744-2111

土壌改良資材：

農林水産省生産局農業環境対策課

土壌環境保全班

代表 03-3502-8111（内線 4762）

ダイヤルイン 03-3502-5956